

令和2年

第6回日向市議会(定例会)議案

11月27日

日 向 市

もくろく

議案第101号	日向市行政不服審査法施行条例	1
議案第102号	日向市職員定数条例の一部を改正する条例	3
議案第103号	日向市火災予防条例の一部を改正する条例	5
議案第104号	日向市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例	9
議案第105号	日向市印鑑登録証明条例の一部を改正する条例	13
議案第106号	日向市新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給基金条例	14
議案第107号	日向市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第108号	日向・東臼杵郡行政不服審査会の共同設置について	16
議案第109号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	19
議案第110号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	20
議案第111号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	21
議案第112号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	22
議案第113号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	23
議案第114号	令和2年度日向市一般会計補正予算（第10号）	別冊
議案第115号	令和2年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第116号	令和2年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第117号	令和2年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	別冊
議案第118号	令和2年度日向入郷地域介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第119号	令和2年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	別冊

日向市行政不服審査法施行条例

日向市行政不服審査法施行条例(平成28年日向市条例第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(弁明書に添付する書面)

第3条 処分庁は、法第29条第2項の規定により審理員から弁明書の提出を求められた場合において、次に掲げる書面を保有するときは、同条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 日向市行政手続条例（平成8年日向市条例第11号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 日向市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(手数料の額等)

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については片面を1枚として、日本産業規格A列3番を超える用紙については日本産業規格A列3番による用紙を用いたものとした場合に必要となる枚数に換算して手数料の額を算定する。

2 手数料は、交付の際に徴収する。ただし、納付書により徴収する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料の減免)

第5条 審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならな

い。

(閲覧の手数料)

第6条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出書類等の閲覧手数料は、無料とする。

(法第81条第1項の機関による交付等に係る準用)

第7条 第4条及び第5条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に係る手数料について準用する。この場合において、第4条第1項中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項」とあるのは「法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項」と、第5条第1項中「審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）」とあり、及び同条第2項中「審理員」とあるのは「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により共同して設置する法第81条第1項の機関」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧に係る手数料について準用する。

(守秘義務)

第8条 法第81条第1項の機関の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の日向市行政不服審査法施行条例第3条の規定により設置された日向市行政不服審査会によりなされた手続その他の行為は、日向・東臼杵郡行政不服審査会の共同設置に関する規約（日向市告示第1号）第1条により設置された日向・東臼杵郡行政不服審査会によりなされた手続その他の行為とみなす。

(日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年日向市条例第28号）の一部を次のように改める。

別表（第2条関係）地方公務員法第3条第3項第2号の規定に該当の項職名の欄中「行政不服審査会委員」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の委員」に改める。

令和2年11月27日 提出

日向市長 十屋 幸平

日向市職員定数条例の一部を改正する条例

日向市職員定数条例（昭和42年日向市条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同表の改正前に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨) <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、選舉管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、消防機関並びに上下水道局に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) [略] (3) 消防機関の職員 <u>83人</u> (4)～(9) [略] <p>2 [略]</p>
	<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、選舉管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、消防機関並びに上下水道局に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) [略] (3) 消防機関の職員 <u>93人</u> (4)～(9) [略] <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日 提出
日向市長 十屋 幸平

日向市火災予防条例の一部を改正する条例

日向市火災予防条例（昭和37年日向市条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であつて出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であつて出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。</p> <p>3 【略】</p>

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であつて出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたもの的位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

5 [略]

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならぬ。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもとの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合には、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとときは、この限りでない。
- (2)～(4) [略]
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であつて出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

5 [略]

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもとの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならぬ。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもとの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合には、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとときは、この限りでない。
- (2)～(4) [略]
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

- (5) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続される場合には、当該接続部が外れないようする措置を講ずること。
- (7)～(11)

- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合は、当該接続部が外れないようする措置を講ずること。
- (8)～(12)
- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分を
いう。以下同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を
講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、
この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液
体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構
造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するため用いる液体の流
量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温
度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させると
を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する
機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動
的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充
電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電
池について次に掲げる措置を講ずること。
- ア 「略」
- イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、
急速充電設備を自動的に停止させること。
- ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を檢
知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13)・(14) [略]

2 [略]

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(3)の2 [略]

(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

(5)～(8)の2 [略]

(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のもとのを除く。）

(10)～(13) [略]

(14) 水素ガスを充てんする気球

(17)・(18) [略]

2 [略]

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(3)の2 [略]

(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

(5)～(8)の2 [略]

(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のもとのを除く。）

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11)～(14) [略]

(15) 水素ガスを充填する気球

附 則

(施行期日)

(経過措置)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の日向市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

令和2年11月27日 提出
日向市長 十屋幸平

日向市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(日向市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 日向市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和42年日向市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～7　〔略〕	附 則 1～7　〔略〕
8　当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特別基準割合</u> （前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項により告示された割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下の項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中ににおいては、年14.6パーセントの割合にあつては当該 <u>特例基準割合適用年</u> における <u>特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該 <u>延滞金特別基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	8　当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特別基準割合</u> （平均賃付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均賃付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年ににおける <u>延滞金特別基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該 <u>延滞金特別基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

9　前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特別基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の場合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(日向市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 日向市後期高齢者医療に関する条例（平成20年日向市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (延滞金及び還付加算金の割合の特例)	附 則 (延滞金及び還付加算金の割合の特例)
<p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかるわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を加算した割合が年1パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を加算した割合には、年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。</p> <p>2 当分の間、各年の<u>特例基準割合</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、第7条第1項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.3パーセントの割合」とあるのは、「<u>附則第2条第1項に規定する特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とする。</p>	<p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかるわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年ににおける<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を加算した割合が年1パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。</p> <p>2 当分の間、各年の<u>還付加算金特例基準割合</u>（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合の計算の基礎となる期間では、第7条第1項に規定する還付加算金についての同項の規定の適用にその年に含まれる期間に対応する還付加算金については、同項中「年7.3パーセントの割合」とあるのは、「<u>附則第2条第2項に規定する還付加算金特例基準割合</u>」とする。</p> <p>3 第1項又は前項の規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、第1項又は前項に規定する加算した割合（<u>延滞金特例基準割合</u>を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</p>

（日向市介護保険条例の一部改正）

第3条 日向市介護保険条例（平成12年日向市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (延滞金の割合の特例) 第7条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特別基準割合</u> (当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特別基準割合適用年」という。)中ににおいては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特別基準割合適用年ににおける <u>特別基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	附 則 (延滞金の割合の特例) 第7条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合</u> (平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中ににおいては、年14.6パーセントの割合にあってはその生における <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則
(施行期日)

- この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の日向市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例附則第8項及び第9項並びに第3条の規定による改正後の日向市介護保険条例附則第7条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の日向市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金については、なお従前の例による。

令和2年11月27日 提出
日向市長 幸屋 幸平

日向市印鑑登録証明条例の一部を改正する条例

日向市印鑑登録証明条例（昭和50年日向市条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(登録資格) 第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 前項の規定にかかるわらず、満15歳未満の者及び成年被後見人については、印鑑の登録を受けることができない。	(登録資格) 第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 前項の規定にかかるわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 満15歳未満の者 (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。） (目向市行政手続条例の適用除外) 第18条 この条例の規定による処分については、日向市行政手続条例（平成8年日向市条例第11号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。 第19条 [略]

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定及び第17条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

令和2年11月27日 提出
日向市長 十屋幸平

日向市新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給基金 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため日向市新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給基金（以下「基金」という。）の設置、管理及び処分（以下「管理等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、当該基金の設置目的のために支出するものとする。

(処分)

第5条 市長は、第1条に規定する基金設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

令和2年11月27日 提出
日向市長 十屋幸平

日向市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日向市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年日向市条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改正前	改正後
<p>（一般市営住宅の入居者の資格）</p> <p>第6条 一般市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（規則で定める者にあっては第2号から第5号まで並びに被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあっては第3号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けて復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日の日であるときは、同月11日）までの間に限る。）を具备する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>（一般市営住宅の入居者の資格）</p> <p>第6条 一般市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（規則で定める者にあっては第2号から第5号まで並びに被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあっては第3号に掲げる条件）を具备する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>
	<p>附 則 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>
	<p>令和2年11月27日 提出 日向市長 十屋幸平</p>

日向・東臼杵郡行政不服審査会の共同設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、日向・東臼杵郡行政不服審査会を共同設置する。

令和2年11月27日 提出

日向市長 十屋 幸平

日向・東臼杵郡行政不服審査会の共同設置に関する規約

(共同設置する地方公共団体)

第1条 日向市、門川町、美郷町、諸塙村及び椎葉村（以下「関係市町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、関係市町村の長（以下「関係市町村長」という。）の附属機関である行政不服審査会を共同して設置する。

(名称)

第2条 この行政不服審査会は、日向・東臼杵郡行政不服審査会（以下「審査会」という。）という。

(審査会の執務場所)

第3条 審査会の執務場所は、日向市本町10番5号日向市役所内とする。

(委員)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、日向市長が委嘱する。この場合において、日向市長は、委員を委嘱した旨を関係市町村長（日向市長を除く。）に通知する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、任期が満了したときは、後任の委員が委嘱されるまで引き続きその職務を行う。

6 日向市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。この場合において、日向市長は、委員を解嘱した旨を関係市町村長（日向市長を除く。）に通知する。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に直接関係する議事に加わることができない。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、日向市において行う。

(経費の負担)

第8条 委員の報酬その他の審査会の運営に関する関係市町村の負担金の額及びその交付時期は、関係市町村長が協議により定める。

2 関係市町村（日向市を除く。）は、前項の規定による負担金を日向市に交付しなければならない。

(特定の事務に要する経費)

第9条 関係市町村のうち、特定の市町村が専ら当該市町村のために審査会をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該市町村は、これに要する経費を、前条第1項の規定による負担金とは別に、日向市に交付するものとする。

(審査会に関する予算)

第10条 日向市長は、第8条第1項に規定する負担金及び前条に規定する特定の事務に要する経費その他の審査会に関する予算を、日向市の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(審査会に関する決算報告)

第11条 日向市長は、審査会に関する決算を日向市議会の認定に付したときは、当該決算を関係市町村長（日向市長を除く。）に報告しなければならない。

(審査会の事務の管理及び執行に関する条例等)

第12条 審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、関係市町村は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員の身分取扱い)

第13条 日向市は、委員の報酬及び費用弁償その他委員の身分取扱いに関し必要な事項を定める条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係市町村（日向市を除く。）と協議しなければならない。

2 前項に規定する条例、規則その他の規程を、日向市が制定し、又は改廃したときは、日向市長は、これを関係市町村長（日向市長を除く。）に通知しなければならない。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、審査会の担任する事務について必要な事項は、関係市町村長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の東臼杵郡行政不服審査会の共同設置に関する規約の規定によりなされた手続その他の行為は、この規約によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 施行日前に日向市行政不服審査法施行条例（令和2年日向市条例第1号）による改正前の日向市行政不服審査法施行条例（平成28年日向市条例第1号。次項において「旧日向市行政不服審査法施行条例」という。）第3条の規定により設置された日向市行政不服審査会によりなされた手続その他の行為は、第1条により設置された日向・東臼杵郡行政不服審査会によりなされた手續その他の行為とみなす。

4 施行日前に旧日向市行政不服審査法施行条例第4条第2項の規定により委嘱された日向市行政不服審査会委員である者は、施行日に、第4条第2項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

5 前項の規定により委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、令和3年6月30日までとする。

(準備行為)

6 この規約の施行のために必要な準備行為は、この規約の施行日前においても行うことができる。

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム

日向市市民活動支援センター

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市中町1番31号

団体名 日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会

代表者 会長 釘宮 昌平

3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月27日 提出

日向市長 十屋 幸平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市障害者センター

2 指定管理者となる団体の名称

住所 日向市上町9189番地1
団体名 特定非営利活動法人 日向市障害者団体連絡協議会
代表者 理事長 佐藤 正由

3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月27日 提出

日向市長 十屋 幸平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市細島地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市大字細島812番地
団体名 日向市細島地区コミュニティセンター管理組合
代表者 理事長 小野田 秀憲

3 指定期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

令和2年11月27日 提出

日向市長 十屋 幸平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市美々津軒

日向市美々津まちなみセンター

日向市美々津まちなみ防災センター

日向市歴史民俗資料館

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市美々津町3244番地

団体名 美々津の歴史的町並みを守る会

代表者 会長 米原 康夫

3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月27日 提出

日向市長 十屋 幸平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市細島みなと資料館

2 指定管理者となる団体の名称

住所 日向市大字日知屋3379番地5
団体名 HOSONOSHIMAまちづくり協議会
代表者 会長 三輪 俊二

3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月27日 提出

日向市長 十屋 幸平